

特集 2

教職員の命と健康を守る 体制整備と「審議のまとめ」

ふじかわ
藤川

しんじ
伸治

● NPO法人 教育改革2020共育の杜 理事長

1. はじめに

筆者は、法律を策定・審議する者ではなく、学者・研究者でもない。日本教職員組合役員だった時から今日まで、教職員の命と健康を守る体制整備こそわが国の学校教育の持続可能性を確保する土台だと考え、取り組み続けている。ここ3年は、文科省による教員のメンタルヘルス対策調査研究事業の立ち上げ、調査研究を進めている教育委員会等へのアドバイスも行っている。

わが国トップクラスの技術力を誇るメンタルヘルス対策を構築できる民間企業とともに、現行法制度のもとで教職員の命と健康を守る仕組みづくりと効果的な運用の実現に向け東奔西走する日々を送っている。この分野における民間企業の目覚ましい技術や取り組みを学ぶにつれて、公務職場における職員の命と健康を守る仕組みづくりがいかにも遅れているかを痛感している。その要因は、使用者である首長、教育長の関係法令等に関する知識のなさ、意欲の希薄さであると言っても過言

ではない。

とりわけ、「ブラック職場」と揶揄される学校職場を管轄する教育委員会においては、教職員の命と健康を守ることが組織の最上位目標に据えられていないことを強調しておきたい。命と健康が守られないような学校職場に、若者が集まるはずがない。

本稿では、私が理事長を務めるNPO法人「教育改革2020『共育の杜』」（以下、共育の杜）の活動から得た知見を紹介し、教職員の命と健康を守る体制整備に必要なことを論じる。

2. 文科省教員勤務実態調査¹は 労働の実態を精確に反映して いない

共育の杜は、2020年7月7日から26日、インターネットを使った教職員勤務実態調査（以下、共育の杜調査）を行い、1,200人を超える教職員から回答を得た。「定額働かせ放題」と揶揄される教職員給与特別措置法（以下、給特法）の適用を受ける教員からの回答は約1,000人だった。それ

1. 文科省は、教員勤務実態調査（令和4年度）

によると、過労死ラインを超えて働く教職員は6割を超えていた。そして、全体の4割が100時間以上の時間外勤務を強いられていた。

今年5月13日、中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」（以下、特別部会）が取りまとめた「審議のまとめ」²では、働き方改革の成果として次のように整理している。

令和4年度勤務実態調査³を踏まえて年間を通して推計した教諭の月当たりの平均の時間外在校等時間⁴は、小学校で約41時間、中学校で約58時間であった。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要だが、平成28年度勤務実態調査における小学校の約59時間、中学校の約81時間から、それぞれ約18時間、約23時間減少しており、6年間で約3割減少した。また、教師の有給休暇の年間平均取得日数も、平成28年度同調査における小学校の11.6日、中学校の8.8日から、それぞれ13.6日、10.7日と約2日増加した。これらは教育委員会や学校の尽力の成果である。

時間外在校等時間には、いわゆる自宅等で行った持ち帰りの時間は含まれていない⁵。ただし、教育委員会が定めた方法によるテレワーク等は、持ち帰りの時間に含まれる。筆者が確認した限りでは、文科省がテレワーク等を導入している教育委員会の実態を公表しているのは、コロナ禍にお

いてテレワークが広がった2020年の時点のものであった。それでも、都道府県64.4%、政令市70.0%、市町村24.0%であった。小中学校教員のほとんどは、市町村立学校に勤務しており、テレワークが広く普及しているとは言えない。

共育の杜調査では、勤務日1日あたりの持ち帰りの平均値は小学校では7都府県⁶が1時間8分、その他地域⁷1時間12分、中学校では7都府県が1時間16分、その他地域が1時間であった。

審議のまとめでは、文科省勤務実態調査を踏まえて、教員の働き方改革は一定の評価があったとしている。持ち帰りは、現状では労働とは認められないものの、自宅での持ち帰りも疲労度に影響する要因と考えられ、教員が心身ともに健康に働ける環境を実現するには、持ち帰りを含めた勤務の実情を精確に把握するべきである。

3. 在校等時間だけで働き方改革の進捗を評価してはならない

特別部会では、教員の健康及び福祉の確保等に関する審議も行われた。2023年9月26日の第3回特別部会では、横浜市教育委員会の鯉淵信也教育長などが、教員の時間外の在校等時間を減らしてきた取り組みを中心とした働き方改革を報告した。

2. 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について

https://www.mext.go.jp/content/20240524-mxt_zaimu-000035904_1.pdf（2024年6月17日最終確認）

3. 文部科学省は2022年（令和4年）8月、10月、11月、小・中400校、高等学校100校を対象に調査を行った。

4. 在校等時間とは、「超勤4項目」に該当するものとして超過勤務を命じられた業務以外も含めて、教師が校内に在校している時間及び校外での勤務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたものを「在校等時間」としている。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/01/1413004_3_1.pdf（2024年6月17日最終確認）

5. 自宅等で行う業務であっても、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについては、「在校等時間」に含まれる。https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/01/1413004_3_1.pdf（2024年6月17日最終確認）

6. 共育の杜調査では、埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県内の主に公立小学校教員510人、同中学校168人、7都府県以外の道府県公立小学校80名、同中学校24名からの回答があった。

7. 7都府県以外の道府県

横浜市教委は、2018年3月に市立学校の教職員の働き方改革全体プラン（以下、働き方改革プラン）を策定し、それに基づいた取り組みを進めている（図1）。2カ月連続で時間外在校等時間が80時間超となった教職員数について、小学校は2018年度が1,631人だったが、2022年度には767人に減少した。中学校も同様に、2018年度の2,343人から2022年度には1,675人に減少、振興計画で

は、2025年度にはこの数をゼロにすることを目標としている。

19時までに退勤する教職員の割合については、働き方改革プランが策定された2018年度に目標とした数値は70%だったが、図1からわかるように、4月から6月を除いては、すべての月で数値目標を達成している。

図1

「第4期横浜市教育振興基本計画」の指標の推移について



◆柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員

指標1 2カ月連続で時間外在校等時間が80時間超となった教職員数※1

	H30	R元	R2	R3	R4	R7 (目標)
小学校	1,631人	1,091人	1,021人	990人	767人	0人 毎年度
中学校	2,343人	2,098人	1,329人	1,650人	1,675人	
特別支援学校	21人	23人	11人	11人	11人	
高等学校※2	-	-	126人	147人	155人	
全校種	3,995人	3,212人	2,487人	2,798人	2,608人	

<参考>令和4年と令和5年の該当者数の比較

	R4.3~6	R5.3~6	左記の比較 R5 - R4
小学校	617人	304人	▲313人 (▲50.7%)
中学校	1,457人	1,180人	▲277人 (▲19.0%)
特別支援学校	11人	9人	▲2人 (▲18.2%)
高等学校	137人	122人	▲15人 (▲10.9%)
全校種	2,222人	1,615人	▲607人 (▲27.3%)

※1 年度内に一度でも該当した教職員は集計対象とする。なお、時間外在校等時間の上限方針として、月45時間・年360時間の範囲内とする旨を規定した「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」の趣旨も踏まえ、まずは速やかに本指標の達成を目指し、本指標達成後に改めて指標を定めることとする。

※2 高等学校におけるICカード導入は令和2年度。

<参考>時間外在校等時間80時間超の教職員の割合

平成30年度：3校種平均15.2%、小学校8.1%、中学校32.8%、特別支援学校1.2%、高等学校におけるICカード導入は令和2年度
令和4年度：全校種平均8.6%、小学校3.8%、中学校19.6%、特別支援学校0.8%、高等学校13.1%



<参考>令和4年度と令和5年度の該当者数の比較

	R4.4~6	R5.4~6	左記の比較 R5 - R4
小学校	787人	420人	▲367人 (▲46.6%)
中学校	1,520人	1,230人	▲290人 (▲19.1%)
特別支援学校	16人	13人	▲3人 (▲18.7%)
高等学校	144人	122人	▲22人 (▲15.3%)
全校種	2,467人	1,785人	▲682人 (▲27.6%)

出所：中央教育審議会「質の高い教師の確保」特別部会第4回提出資料「横浜市における教職員の働き方改革について（横浜市教育委員会事務局）」

また、年次休暇取得日数について、2018年度と2022年度を比較すると、小学校は15.4日から19.5日に増加し、中学校も13.1日から16.2日に増加した。教員が休暇を取りやすいように「学校閉庁期間」を8月3日から16日まで、12月27日、1月4日、5日に設定し、各学校の判断で会議や研修、電話対応もない期間とし、「学校閉庁日」におけ

る学校への電話は、各教育事務所が受け付ける体制を整備しているという。

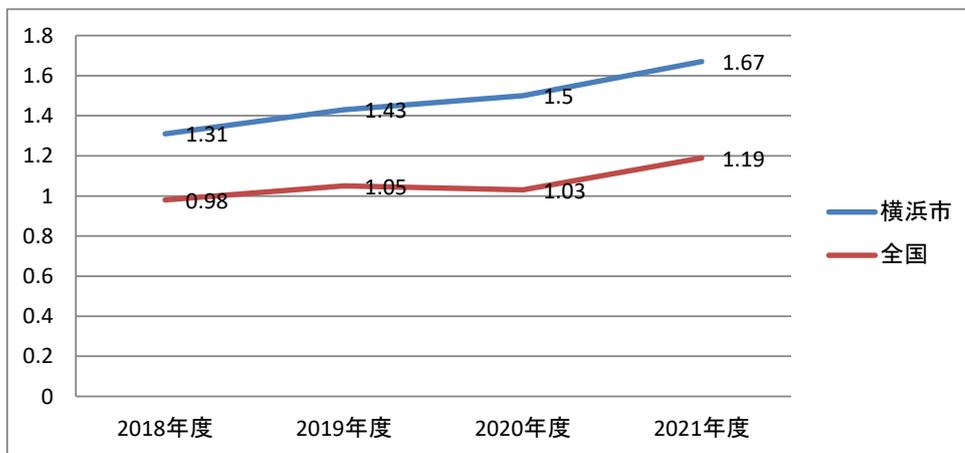
報告を聞いた特別部会委員のうち、2人の委員を除いて絶賛の声が相次いだ。ただ、全国連合小学校長会会長の植村洋司委員（東京都中央区立久松小学校長）は「学校として喫緊の課題は、何といても病気休職者の増加。別の言い方をすると、

メンタルヘルス対策は非常に重要だ。」、学校業務改善アドバイザーの妹尾昌俊委員（一般社団法人ライフ&ワーク代表理事）は「精神疾患によって1カ月以上休職している教員は1万人を超えている。その数は、この6年間で小学校約1.5倍、特別支援学校約1.4倍になっており、特に憂慮すべき状況だ。」と指摘をした。二人の指摘は、今の学校現場が直面する深刻な課題であるが、精神疾

患を発症する要因について特別部会での審議の場
にエビデンスすら提示されることもなかった。

先に指摘したように、横浜市教委の報告が在校
等時間の削減などを中心にしたものであったこと
に委員から絶賛の声が続いたという事例に見られ
るように、特別部会の委員でさえ、働き方改革の
成果指標を外形的な勤務時間の長さとは勘違いして
いると思われる議論になっている。

図2 横浜市立学校教員の精神疾患による病休者（一ヶ月以上）



出所：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」をもとに筆者作成

教員の心身の健康が確保されているかを効果測定する指標として、精神疾患による病欠休職者率は極めて重要である。図2は横浜市立学校教員の精神疾患による病欠休職者率の推移を示したものである。2021年度、横浜市の休職者率は全国平均を1.4倍上回っている。厚生労働省の調査によれば、2021年11月1日から2022年10月31日までの期間にメンタルヘルス不調により一ヶ月以上休職をした民間労働者は0.6%、退職者は0.2%となっており、精神疾患により休職又は退職した民間労働者は0.8%であった。横浜市の公立学校教員の精神疾患による休職者は、民間労働者の2倍以上と

なっている。この現状からして、横浜市教育委員会による働き方改革は教員の心身の健康確保につながっているとは言えない。山本が、時間労働時間と精神疾患発症との間に有意な関連が認められなかったと指摘している⁸ことにも留意すべきである。

4. 疲労度が与える教育活動への悪影響

共育の杜調査では、厚生労働省が推奨する手法に則って、教職員の疲労感などのストレス反応の

8. 山本健也「学校教員のストレスマネジメントプログラムおよびその支援体制に関する研究」2016～2019 <https://kaken.nii.ac.jp/file/KAKENHI-PROJECT-16K09094/16K09094seika.pdf>（2024年6月19日最終確認）

状態を調査した（図3）。標準値は、厚生労働省が示した全労働者のデータである。図3でわかるように、疲労感尺度が「高い」は男性教職員が標準値の3.8倍、女性教職員は標準値の3.5倍であった。同様に、不安感、抑うつ感、不眠も標準値に

比較すると2～3倍以上という結果であった。

図4は、時間外勤務時間と疲労度との相関関係を見たものである。時間外勤務が長くなるにつれて疲労感尺度が「高い」と回答した者の割合が増加していくのがわかる。

図3 ストレス反応を強く感じた教職員について一般と比較

	性別	一般との比較（倍）
疲労感	男性	3.8
	女性	3.5
不安感	男性	4.5
	女性	4.7
抑うつ感	男性	3.5
	女性	3.3
食欲不振	男性	4.4
	女性	2.4
不眠	男性	1.4
	女性	2.1

出所：NPO法人共育の杜「教職員勤務実態調査」（2020年7月7日～26日実施）

疲労度は、教育活動にも影響を与えていた。教職員の疲労度と「子どもの話がしっかり聞けない」、「いい加減な授業をしてしまう」という関係について分析をおこなったところ、疲労度が低い教職員は「子どもの話がしっかり聞けなくなる」と回答した割合は6.4%であったが、疲労度が高い教職員のうち51.5%が「子どもの話をしっかり聞けなくなる」と回答している（図5）。次に、疲労度が高くなると「授業がいい加減になる」と回答する割合も高くなり、疲労度が高い教職員の30.5%が「授業がいい加減になる」と回答している（図6）。

教職員の長時間勤務が、強いストレス反応をもたらし、その結果として教育指導にも悪影響をも

図4 時間外労働の長さとの疲労度

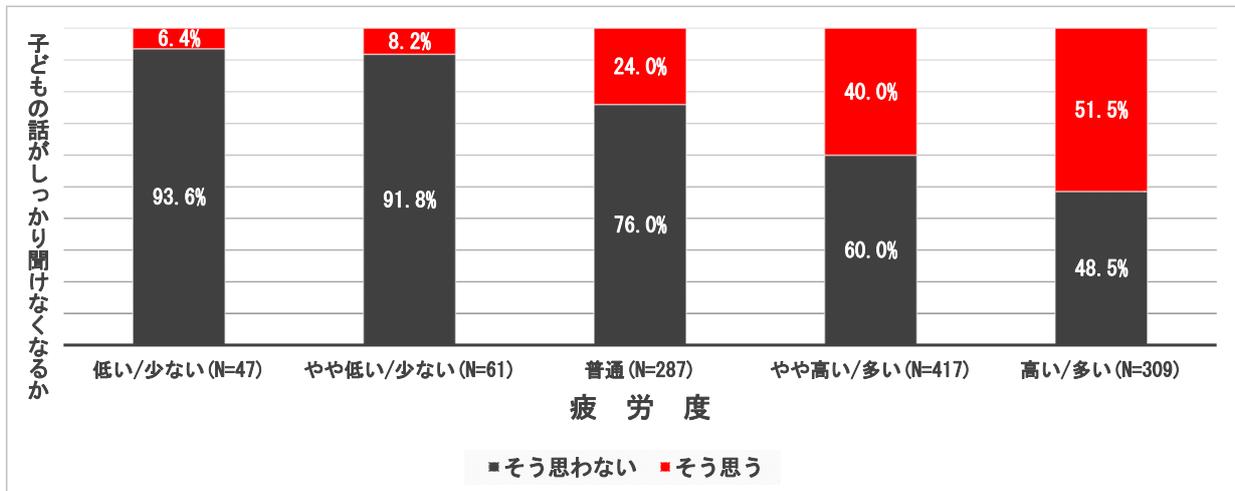
		疲労感尺度
		高い/多い
残業時間（自宅での仕事を含む）	5時間未満（N=62）	6.5%
	5～10時間（N=118）	17.8%
	10～15時間（N=175）	19.4%
	15～20時間（N=190）	21.1%
	20～25時間（N=171）	25.1%
	25時間以上（N=483）	37.3%

出所：NPO法人共育の杜「教職員勤務実態調査」2020年7月7日～26日実施）

たらしている。教育界では、「子どものために頑張っている」と言われている。また、疲れていても根性で頑張ることが「素晴らしい教師」と高く評価される。このような非科学的な認識、価値観が、長時間労働を生んできた土壌である。山本は、教員は「本業帰帰願望」が強く、業務の精選により創り出された時間は、教材研究や児童生徒と関わる時間といった、オープンエンドな教育業務に転換され、結果的に長時間労働は変わらないという懸念を示している⁹。業務の精選の目的は、子どもと向き合う時間を確保することではなく、長時間勤務を削減し、教職員の心身の健康を取り戻すことである。

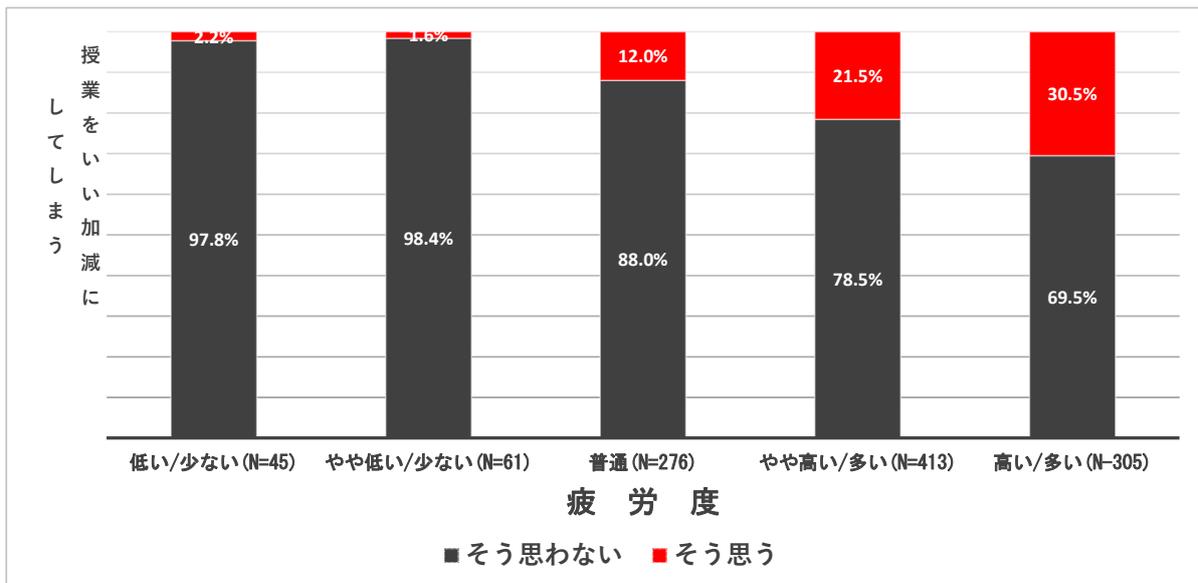
9. 山本健也「教職員の心身の健康を支える職場安全衛生活用のあり方」『労働の科学』vol.73, NO. 5、2018年5月号、大原記念労働科学研究所

図5 疲労度が大きくなると子どもの話をしっかり聞けなくなる



出所：NPO法人共育の杜「教職員勤務実態調査」（2020年7月7日～26日実施）

図6 疲労度と授業をいいかげんにしてしまう



出所：NPO法人共育の杜「教職員勤務実態調査」（2020年7月7日～26日実施）

5. 福岡県春日市立小学校での24歳新任教員の自死

福岡県春日市の市立小学校で2019年9月12日夜、遺書を残して採用1年目の男性教員（当時24歳）が教室で自死した。遺族は、2024年6月11日、長時間労働や指導教諭によるパワーハラスメントが

原因だとして、両親が市と県に計約9,039万円の損害賠償を求める訴訟を福岡地裁に起こした。

教員は大学卒業直後の19年4月、春日市内の小学校に赴任し、3年生の学級担任を任された。遺族は20年6月、地方公務員災害補償基金福岡県支部に公務災害を申請。長時間勤務と厳しい叱責（しっせき）を繰り返し受けたことで精神疾患を発症し自殺したとして、21年11月に公務災害に認

定された。

当時の学校長は、今年3月末まで事件が起こった小学校で勤務を続けていた。この事実は、教員の命と健康を守る春日市教育委員会が、自死に至った要因についての原因究明、及び再発防止策を講じることなく、また教員の労務管理を直接担う校長の責任を不問に付していることを意味していると考えられる。

妹尾は、次のように指摘している¹⁰。

過労死等と疑われる事案が発生した場合、業務との関連性があるかどうか不明確な場合であっても（つまり、労災・公務災害かどうか分からない場合であっても）、服務監督を担う教育委員会（本件では春日市教委）は、速やかな実態把握調査をして国等に報告すること、公務災害の手続きへ協力すること、再発防止策の立案と公表を行うことを、文科省は自治体に義務付けることが必要ではないか。文科省は教委への通知などで注意喚起しているが、生ぬるい。

春日市に限ったことではない。過労死と公務災害認定された遺族が、使用者責任を求めて損害賠償請求をたてた福井県¹¹、富山県¹²の事案では、いずれも遺族が勝訴したが、使用者である教育委員会が亡くなった原因を究明し、再発防止策を講じ、成果をあげつつあるとは聞いていない。

過労死事案が起こったことが明らかになるのは、氷山の一角である。そのほとんどは闇に葬られる。

6. おわりに

自死した教員は、次のような遺書を残している。

人のためにと、ついた職業。

あこがれた職業。

自分が向いていなくても必死で勉強しても

自分の性格が変わらなかった．．．

子どもに迷惑をかけてしまう．．．

大好きな子どもなのに．．．

こんなことなら生きていても仕方がない。

今までの謝罪や罪ほろぼしになればと思う。

さよなら

多くの若い教員は、教職という職業に憧れ、困難な職業であることを覚悟して教職に就く。中堅層教員も心身に強い疲労度を抱えながら職務に従事している。残念ながら、特別部会での教員の命と健康を守ることをテーマにした審議では、これまでの過労死事案から学ぶべき教訓を捨象し、また教員の労働の実態と真摯に向き合ったものではなかったと考える。まずは、新採教員の自死に対して文科省、教育委員会が逃げることなく原因究明と再発防止策を示し、実行した時に、教員の働き方改革が本物となる。

10. 「新任教諭が教室で自殺：なにがあったのか、繰り返さないため、なにができるか」ヤフーニュース、2024年6月10日、<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/cbab314cfc7178306bdf3cd1759ad8bbalf24829>（2024年6月19日最終確認）

11. 朝日新聞、2019年7月10日、<https://www.asahi.com/articles/ASM7B4J35M7BPGJB00C.html>（2024年6月19日最終確認）

12. 朝日新聞、2023年7月5日、<https://www.asahi.com/articles/ASR753S6CR72PISC00W.html>（2024年6月19日最終確認）